

定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は帆布製品製造業または加工業の中小企業者の改善発達をはかるための必要な事業を行ない、これらの者の公正な経済活動の機会を確保しならびにその経営の安定および合理化をはかることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は大阪府テントシート工業組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は大阪府の区域とする。

(事業所の所在地)

第 4 条 組合は事務所を大阪市中央区高津 1 丁目 1 0 番 2 1 号に置く。

(公告の方法)

第 5 条 組合の公告は、本組合の掲示場の掲示に掲示してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2. 規約の設定、変更または廃止は総会の議決を経なければならない。
3. 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。
この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第 5 条の規定に基づき公告するものとする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 帆布製品の製造業または加工業に関する指導および教育

- (2) 帆布製品の製造業または加工業に関する情報または資料の収集および提供
 - (3) 帆布製品の製造業または加工業に関する調査研究
 - (4) 安定事業に関する次に掲げる制限
 - イ. 組合員の生産または加工する帆布製品の生産および加工の種類に関する制限
 - ロ. 組合員の生産または加工に関する帆布製品の原材料の購買の方法に関する制限
 - ハ. 前各号に掲げる制限に附帯する事業
2. 前項第4号に掲げる事業の内容および実施に関する事項は調整規定で定める。
3. 本組合は第1号に掲げる事業のほか、次の事業を行なう。
- (1) 組合員の取り扱う帆布製品の販売の斡旋
 - (2) 組合員のためにする資材、副資材および消耗品の共同購入
 - (3) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (4) 前各号の事業に附帯する事業
4. 本組合はその事業に関し、組合員のためにする組合協約を締結することができる。

(事業者台帳の作成)

第8条 本組合は事業者台帳を作成する。

- 2. 事業者台帳の記載事項は規約で定める。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第9条 本組合の組合員たる資格を有する者は本組合の地区内において帆布製品の製造又は加工の事業を営む中小企業団体の組織に関する法律（以下「法」という。）第5条に規定する中小企業者とする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は組合員になることができない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第 1 0 条 組合員たる資格を有する者は本組合の承諾を得て加入することができる。

2.本組合は加入の申込みがあったときは理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資の払込みおよび加入手数料)

第 1 1 条 前条第 1 項の承諾を得た者（第 2 5 条のただし書の承諾を得た者を除く。）は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することによる場合はこの限りでない。

2.前項本文の加入者からは、加入手数料を徴収することができる。

3.加入手数料の額は、総会において定める。

(相続加入)

第 1 2 条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後 3 0 日以内に加入の申出をしたときは、前 2 条の規定にかかわらず相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2.前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第 1 3 条 組合員はあらかじめ組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2.前項の通知は、事業年度の末日の 9 0 日前までにその旨を記載した書面でなければならない。

(除 名)

第 1 4 条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。

この場合において、本組合はその総会の会日の 1 0 日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員

(3) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとする行為をした組合員

(4) 本組合の事業の利用について、不正の行為をした組合員

(5) 犯罪その他信用を失なう行為をした組合員

(6) 第9条第 2 項各号の一に該当する組合員

(脱退者の持分の払いもどし)

第15条 組合員が脱退したときは、組合の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(出資口数の減少)

第16条 組合員は次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特に止むを得ない理由があるとき

2. 本組合は前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3. 出資口数の減少については、前条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第17条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
- (2) 加入の年月日
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日

2. 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3. 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4. 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。ただし、第3号及び第4号については資格事業を営む者に限る。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあつては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
- (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- (3) 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えたとき
- (4) 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下になったとき

(使用料または手数料)

第18条 本組合はその行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2.前項の使用料または手数料の額は規約または調整規定で定める。

(経費の賦課)

第19条 本組合はその行なう事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2.前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他経費の賦課について必要な事項は総会において定める。

(制 裁)

第20条 本組合は次の各号の一に該当する組合員に対し、理事会の議決により過怠金を課することができる。この場合において本組合は理事会の会日の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、理事会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第7条第2項の規定による調整規定に違反した組合員（違反したときに組合員であった者を含む）

(2) 第14条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

(3) 第17条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員

2.前項第1号に該当する組合員に対しては、過怠金を課するほか営業時間の制限の制裁を課することができる。

3.制裁の内容および実施に関する事項は調整規程で定める。

4.第1項第1号に該当する者に対する制裁は同号の調整規程が効力を失った後でもなお課することができる。

第21条 理事会は前条第2項に規定する制裁を課するときは制裁審査委員会に諮問して行なう。

2.制裁審査委員会は総会において選挙された委員10人で組織する。

3.制裁審査委員会は第1項の諮問があったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。

4.前各号の定めるもののほか、制裁審査委員会に関し必要な事項は規約で定める。

第22条 第20条に規定する制裁の賦課に対して不服のある者は、制裁を課する旨の通知を受けた日から30日以内に、その旨を記載した書面をもって本組合に不服の申立てをすることができる。

2.前項の不服の申立てがあった場合においても制裁は停止しない。

第23条 前条の不服の申立てを審査するため、本組合に不服審査委員会を置く。

- 2.不服審査委員会は総会において選挙された委員10人で組織する。
- 3.不服審査委員会は前条の不服の申立てがあったときは、事案を審査決定し、その決定を理事会に報告しなければならない。
- 4.前各号に定めるもののほか、不服審査委員会に関し必要な事項は規約で定める。

(延滞金)

第24条 本組合は組合員が使用料、手数料、経費、過怠金、払込むべき出資金その他組合に対する債務を履行しないと履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩4銭の割合で延滞金を徴収することができる。

第4章 出資および持分

(出資の引受)

第25条 組合員は出資1口以上を有しなければならない。ただし、事業の規模が著しく小さい者その他止むを得ない理由がある者であって、本組合の承諾を得たものはこの限りではない。

- 2.前項ただし書の規定による承諾は、理事会の議決により決する。

(出資1口の金額)

第26条 出資1口の金額は10,000円とする。

(出資の払込み)

第27条 出資は一時に全額を払込まなければならない。

(持分)

第28条 組合員の持分は本組合の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

- 2.持分の算定に当っては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

(持分の払いもどしの特例)

第29条 出資をしている組合員が第25条第1項ただし書の規定により本組合の承諾を得たときは、その持分の払いもどしについては第13条および第15条の規定を準用する。

第5章 役員、顧問、監査員および職員

(役員の数)

第30条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 18人以上23人以内
- (2) 監事 1人又は2人

2. 第9条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期)

第31条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 理事 2年または任期中の第2回目の総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
- (2) 監事 2年または任期中の第2回目の総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2. 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
3. 理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
4. 任期満了または辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事または監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には新たに選出された役員が就任するまでなお役員として職務を行なう。

(員外理事)

第32条 理事のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、3人を超えることができない。

(理事長及び副理事長の選定並びに代表理事の職務等)

第33条 理事のうち1人を理事長、3人以上5人以内を副理事長とし、理事会において選定する。

2. 理事長を代表理事とする。
3. 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
4. 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
5. 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

6. 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
7. 理事長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
8. 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第34条 監事は何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは本組合の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第35条 理事および監事は法令、定款、調整規程および規約の定めならびに総会の決議を遵守し、本組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第36条 役員は総会において選挙する。

2. 役員選挙は連記式無記名投票によって行なう。
3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。
4. 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行なうことができる。
5. 指名推薦の方法により役員選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行なう。
6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第37条 役員に対する報酬は総会において定める。

(顧問)

第38条 本組合に顧問を置くことができる。

2. 顧問は学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第39条 本組合に調整規程の実施に関する監査を行なうため、監査員を置くことができる。

2. 監査員は理事会の議決を経て、理事長が選任し、または解任する。

(参事および会計主任)

第40条 本組合に参事および会計主任を置くことができる。

(監査員)

2. 参事および会計主任は理事会の議決を経て理事長が選任し、または解任する。

(職員)

第41条 本組合に監査員、参事および会計主任ほか、次の職員を置くことができる。

事務員 若干名

第6章 総会、理事会、および委員会

(総会の招集)

第42条 総会は通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第43条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。)

を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2. 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受けるところを本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3. 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4. 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5. 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の

発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6. 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

7. 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（臨時総会の招集請求）

第43条の2 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2. 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第44条 組合員は、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。

3. 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4. 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（総会の議事）

第45条 総会の議事は、法に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の議長）

第46条 総会の議長は総会ごとに、出席した組合員または組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

（緊急議案）

第47条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第43条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項（同条第7項

の規定により招集の手続を経ることなく総会を開催した場合にあっては、あらかじめ予定された事項以外の事項)についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第48条 総会においては法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)借入金額の最高限度
- (2)その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第49条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2. 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1)招集年月日
- (2)開催日時及び場所
- (3)理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4)組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5)出席理事の氏名
- (6)出席監事の氏名
- (7)議長の氏名
- (8)議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9)議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10)監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11)監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第50条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
3. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
4. 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を会日とする理事

会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第51条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
3. 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第52条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
4. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
5. 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の書面議決)

第53条 理事は止むを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第54条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第55条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2. 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
3. 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1)招集年月日
- (2)開催日時及び場所
- (3)理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4)出席理事の氏名
- (5)出席監事の氏名
- (6)出席組合員の氏名
- (7)議長の氏名
- (8)決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9)議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10)理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (11)本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (12)その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする
理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4. 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1)理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2)理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

- ② 理事会への報告を要しないものとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第56条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。
2. 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

(青年部)

第57条 本組合に青年部を置く。
2. 青年部について必要な事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第58条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第59条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の剰余金（ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下第61条において同じ。）の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。
2. 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本準備金)

第60条 本組合は、減資差益（第15条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む）は、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第61条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。
2. 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出にあてることができる。

(配当又は繰越し)

第62条 毎事業年度の利益剰余金（毎事業年度末決算において総益金から総損金を控除した金額）に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したのから第59条の規定による法定利益準備金、前条の規定による特別積立金を控除してなお組合剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第63条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量 に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2. 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3. 配当金の計算については、第28条第2項（持分）の規定を準用する。

(損失金の処理)

第64条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第65条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与引当金を引当てるものとする。